

Title	ソグド人の移住聚落と東方交易活動
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	岩波講座世界歴史15 : 商人と市場 : ネットワークの中の国家. 1999, p. 81-103
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88466
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ソグド人の移住聚落と東方交易活動

荒川 正晴

はじめに

六―八世紀の時代、中央ユーラシアは、大きくその政治状況を変えてゆくことになる。それは、六世紀に中央アジア・モンゴリアを包含するテュルク(トルコ)遊牧民の国家が形成され、さらに続く七、八世紀には、中央アジアを挟んで東西に二つの帝国が成立することになるからである。もちろん、ここに言う帝国とは、長安を都とする唐帝国と、ダマスカスおよびバグダードを都とするイスラーム帝国とを指す。ソグド商人の故地ソグディアナをはじめとする、パミール東西のオアシス諸国も、六世紀後半―七世紀はじめに、いわゆる西突厥(とく)可汗国の領有に帰し、七世紀中葉―八世紀には、先の両帝国の境域世界を構成するようになる。ただし、イスラーム帝国の場合、自ら領有するパミール以西のオアシス諸国を征服し、完全にそれらを支配下に組み込むのは八世紀半ば以降であり、それまではここには唐帝国の羈縻(きび)州府が置かれていた。したがって、七世紀より八世紀前半までの時期は、中央アジアのオアシス諸国は、基本的には唐の支配秩序のもとにあったと見てよい。つまり、ソグド人も一面では名目的ながらも唐帝国の州府の民として存在していたのである。

とりわけ、七世紀の段階では、唐帝国は、中央アジアのオアシス地帯だけでなく、北アジア地域にも間接的な支配ながら唐の州府を設置しており、唐の皇帝は「天可汗」としてこの地域に君臨する。もちろん、こうした態勢は、早くも七世紀末には揺らぐことになるが、東アジア世界ばかりでなく中央アジア、さらには北アジアまでをも包含する唐帝国の成立は、ユーラシア史上きわめて大きな意義を有する。

言うまでもなくソグド商人からすれば、彼らは東方だけでなくソグディアナの四方に交易の足跡を残しているが、前述した中央ユーラシアの政治状況は、その東方への活動を促進する要因となったものと推測される。もちろんその活動自体は六世紀以前から始められており、早くも漢代ごろには、中国内地さらにはモンゴリアの遊牧地域へも進出していたといわれる。したがって、中国・モンゴリアを包含するソグド商人の東方交易圏の形成は、六世紀を遙かに遡るとみなければならない。

こうした交易圏の維持・発展のため、ソグド人が交易先の支配者らの庇護を得ることに尽力したことは当然であるが、迎え入れる中国の諸王朝やモンゴリアの遊牧勢力にとっても、ソグド人はものだけでなく、最先端の文化や技術さらには豊かな情報をもたらす存在であった。また遊牧国家において、ソグド人が政策のブレインとして活躍したことは有名であるが、鮮卑系の北朝系諸王朝や隋・唐王朝期の政治においても、彼らの存在を無視することはできない。ただし、そうした彼らの東方への交易活動というものが、唐帝国の時期にいたるまで具体的に如何になされてきたのか、史料的な制約もあり、決して十分には検討されていないのが現状であろう。

もちろん、東方への進出を扱うということであれば、陸路だけでなく、海路も考慮しなければならないが、実はソグド人が海上ルートに沿ってどれほど交易活動を行っていたのかは明らかでない。唐の時代、海路より中国に来港する商人は、「波斯」や「大食」といったイスラーム商人を主体としており、また海上ルートそのものが東西交易路として重きをなしてくるのも、八世紀後半以降のことである。それ以前は陸路交通の重要性が際立っていたと言えよう。

ソグド人が活発に進出した東方の大国である中国にしても、その姿勢はすべて内陸に向いており、それは都が西北域に偏在していることからもうかがえる。本稿で、唐帝国時代におよぶソグド人の東方への交易活動を検討するにあたり、陸路のそれに焦点を合わせて論ずる所以である。

羽田明は、前講座『世界歴史』において、それまでの研究の到達点を踏まえてソグド人の東方活動について論究し「文献①」、また本講座でも吉田豊が、パミール以東より出土したソグド語資料に主に依拠して、彼らの活動を概観している「文献②」。本稿は、これらを踏まえながら、新たな視点よりソグド人の東方交易活動について検討するものである。

一 移住聚落の形成とその分布

乾燥アジア地域において、オアシス都市の商人が自らの交易圏を広げてゆくやり方は、一様ではないが、遠隔商業を行うソグド人らは、キャラバン・ルートの拠点や貿易目的の地に移住聚落(場合によって都市内に居留区域)をつくり、そこを拠点にして人・もの・情報の交流ネットワークを広げていた「文献③一二四頁」。もちろん、これはソグド商人の独占的な方法ではなく、ユダヤ教徒・アルメニア商人など時代と地域を問わず見られるものでもある「文献④三二―三三八頁、文献⑤二四―五五頁」。従って、ソグド人の商業ネットワークを検討するにあたっては、何よりもまずこうした聚落(ないしは居留区。以下聚落と表記する場合は原則として居留区をも含む)の姿を、他の商人らのそれらも参照しつつ、正確に把握してゆくことが必須の作業となろう。

こうしたソグド人の聚落の形成が、いつから始まったのか詳細は不明であるが、はじめにも述べたように、彼らの東方への交易活動自体は、漢代の頃には既に始まっていたと言われる「文献⑥二三頁」。しかしながら、彼らの交易活

動の具体的な様相をうかがうには、史料的には四世紀はじめのソグド本国へ宛てられたソグド語の手紙、いわゆる「古代書簡」にまで降らねばならない。この史料は、A・スタインが第二回探検時に敦煌西郊より将来したものであり、後にも触れるように、このうちの一点書簡Iには、バギンパトゥ *Baginpatu*（祆祠の主）のことが見えている【文献②三二九頁】。このことは、既にこの時期、河西地域を拠点にして交易活動に従うソグド人らが、祆祠（祆教神殿、祆教はゾロアスター教の地方的変種）を河西の州郡県域外もしくは城内に設置して、これを中心に聚落を形成していたことをうかがわせる。

具体的に彼らの聚落の設置地点を見てみると、いわゆるステップベルト沿いには、西はシル河を北に越え天山西部北麓に広がるセミレチエ地域などから、東はモンゴリアにまで及んでいる。モンゴリアにおける彼らは、突厥遊牧国家にあって、ソグド人を首領に戴く独自の部落を形成しており、その首領にはイルテベルの称号が授けられていた【文献⑦七二頁】。

一方、オアシスベルト沿いには、パミール東方のタリム盆地周辺のアアシス諸国から、河西地域と中国北部にわたる多くの都市に広範囲に分布している。とりわけ中国内地では、これらの移住聚落のリーダーは「薩寶」と呼ばれる官に任命された。

モンゴリア・中国領内に限らず、こうした居留民の存在は、移住集団のリーダーと各国支配者との統属関係を表象する何らかの官職の授受を通して認知されることが多かったと見られる。しかしながら、これらについて史料的にある程度追跡できるのは、中国領内のそれにほぼ限られる。また前述したように、七世紀以降は唐の「世界帝国」が成立することから、彼らの東方への交易活動とは、畢竟、主として帝国領内でのそれとなってゆく。そのため、ここではソグド人の商業ネットワークの拠点となった彼らの移住聚落を検討するにあたり、中国領内のそれに限ることにはたい。

二 北朝系諸王朝・隋代の移住聚落

1 移住聚落と「薩寶」

前掲の「薩寶」については、これまでも多くの議論が積み重ねられてきたが、藤田豊八は、いち早く「通商の目的を以て支那に旅居せるIran系の所謂賈胡（こ）若くは商胡には、自らその間に商主があり、政府はそをして賈胡即ち商胡を統制せしめ、商主の外国名なる薩寶を以てその官名としたのであろう。」と指摘し「文献⑧三〇〇頁」、さらに羽田明は、「薩寶の統制下に、ソグド人の隊商や在留者は、広州の在留イスラム教徒と同じように、自治を許されていたのであろう。」「文献①四二七頁」と推断した。両氏が問題とした、「薩寶」あるいは「薩保」「薩甫」とも表記されるが、すべて漢字の中古音はsät pän)の語源については、現在、「キャラバン隊のリーダー」を意味するソグド語のサルトポウsripw)の漢字音写であることが、吉田豊によって明らかにされている。「文献⑨一六八—一七一頁」。

このほか「薩寶」については、一部の見解の相違は認められるものの、以下の点が大方の研究者のこれまでの共通認識となっていると認めてよいであろう。「文献⑩一八〇頁注三」。すなわち、(a)北朝隋唐王朝において、正式な官品に準ずる「視官品」を有する官職として設置されていたこと、(b)ソグド人の多くが祆教徒であったことから、同時に祆教および祆教徒を管掌する官ともなっていたこと、この二点である。

ただし、こうした従来の議論の中で最大の問題は、「薩寶」を取り上げるのに「北朝隋唐代」という言葉でくくられて簡単に処理され、あたかも唐以前の時代における「薩寶」が、そのまま唐代のそれとして存続しているかのよう論じられていることであろう。実際には唐とそれ以前とは、その基本的な性格が大きく相違しており、この点を明確に認識すべきである。

墓誌一覽表

没年	享年	「薩寶」任官者名
大業 5(605)年	66	曾祖妙尼, 祖波波匿(本国の薩寶)
大業 11(615)年	70	父娑(摩訶大薩寶)
貞觀 21(647)年	75	父和(隋定州薩寶)
貞觀年間(627-649)		祖拔達(梁使持節驃騎大將軍, 開府儀同三司, 涼・甘・瓜三州諸軍事, 涼州薩寶)
乾封元(666)年	74	曾祖多思(周京師摩訶薩寶, 酒泉県令)
絳章 2(669)年	86	曾祖尼(魏摩訶大薩寶, 張掖県令) 祖[多]思(周京師薩寶, 酒泉県令)
永徽 5(654)年	69	高祖但(魏摩訶薩寶)
咸亨 4(673)年	66	父忤相(齊□州摩訶薩寶)

131 頁, III: 文献⑭ 96 頁, ⑰ 8 頁, IV: 文献⑭ 124 頁, ⑰ 10 頁, 『隋 VII: 文献⑫ 59 頁, ⑲ 11 頁, VIII: 文献⑭ 571-572 頁, ⑰ 39 頁,

2 墓誌史料より見た「薩寶」

まず唐以前の時期における「薩寶」については、史料として、近年数多く公表されている北朝・隋唐期の墓誌を掲げることができる〔文献⑩一七三—一七五頁〕。没年順に掲げると表1のようになる。

これらの墓誌を利用することにより、「薩寶」について次のような点を新たに確認することができる。

第一に、「薩寶」の官の設置は、早くも北魏代初めにまで遡らしいことが、VIIの磚志銘よりうかがえる。銘文の全容はいまだ公表されていないが、賀梓城により紹介された同磚志銘の一節には、「大魏初」に入朝した安萬通の高祖(高祖父、祖父の祖父)、安但に関して「使を奉じて入朝するに、帝は「恭其□□□□□□□□□□三品」、位は摩訶薩寶に至り、子孫は冠帯を煩議す。」と記されている〔文献⑫五九頁、文献⑲一一頁〕。これによれば、北魏建国当初に朝貢してきた安但が「摩訶薩寶」を授けられ、その子孫が官職に繁く就いたことがうかがえる。なお同磚志銘には、単に「薩寶」ではなく、「摩訶薩寶」としているが、この名称は「摩訶大薩寶」とともに、前掲の墓誌Ⅱ・V・VI・VIIIにも見え、北魏・北齊・北周を通じた呼称であったことがわかる。墓誌VとVIIIにおいて「史多思」が任じる「薩寶」を、Vで「京師摩訶薩寶」としな

表1 「薩寶」関係

	被 葬 者	出 身 地	死 没 地
I	史射勿(字槃陀)	平涼郡平高県	平涼郡咸陽郷賢良里
II	翟安姿(字薄質比多)	并州太原県	河南郡雒陽県崇業郷嘉善里
III	康婆(字季大)	博陵(隋博陵郡, 唐定州)	洛陽
IV	康阿達	西域康国	安楽里
V	史鉄棒(字善集)	原州平高県	原州平高県勸善里
VI	史阿耽(字説)	原州平高県	原州平高県勸善里
VII	安萬通		長安
VIII	康元敬(字留師)	相州安陽県	洛州陽城県陶化里

出典) I : 文献⑩ 16-19 頁, II : 文献⑬ 90 頁, ⑮ 102 葉左・図版 484, ⑱
右金石録』巻 2, 4 葉左, V : 文献⑯ 82-84 頁, VI : 文献⑰ 68-72 頁,

がらも、VIで「京師薩寶」としていることから、「摩訶(大)薩寶」は「薩寶」の正式な名称、もしくは「摩訶(大)」は単に「薩寶」に冠せられた修飾辞である可能性が認められよう。

一方で、Iの史射勿の墓誌には、「其の先は、西国より出す。曾祖の妙尼、祖の波波匿は、並びに本国に仕え、俱に薩寶と為る。」と記されている。ここに見える「本国」は文意からソグド本国を指すと見られることから、本墓誌の「薩寶」はソグド本国に置かれていたそれであったと解することができる。このことは別の史料からも裏付けられ、既に吉田豊によって指摘されるように「文献②二三〇頁」、先に触れたソグド語書簡一点(書簡V)の宛名(受取人)冒頭部に「stripw」が見え、これがソグド本国に居る受取人の称号(肩書き)であることが明らかとなっている。

そこで注目されるのは、Iの史射勿の子息であるV・VIの史鉄棒・史阿耽の墓誌から、史射勿の祖父が北魏の「摩訶大薩寶」、父は北周の京師(国都)の「摩訶薩寶」となっていたことである。

つまり、史射勿の祖父は、ソグディアナ本国(史国)で「stripw」の任にあり、さらに北魏に入っても「摩訶大薩寶」に任じていたのである。このことは、北魏は入朝してくるソグド人で、そのまま領内に留まった「stripw」に、ソグド本国と同様な称号を与えたことになろう。吉田豊は、この「stripw」について、「実際にキャラヴァンを率いて移動している人

間だけでなく、商人たちのリーダーを指すこともあったようだ。」と指摘したが「文献②三〇頁」、ソグド社会では、「商人」層は「騎士あるいは貴人」に次ぐ高いステイタスを有していた「文献⑨九四・九六頁、文献⑩六九―七一頁、文献⑪四七―六頁」。このような「商人」のリーダーが、正式な朝貢使として派遣されるとともに、そのまま中国に滞留し、「薩寶」としてソグド商人らを統轄したのである。こうした西域からの朝貢使節団が、通常、商人たちを主体として構成されていたことを考えれば「文献④五〇―五三頁」、ソグド諸国からのそれが「s'rdw'w」をヘッドとしていたケースは少なくなかったと推測され、このことが中国においてソグド商人らの居留地の統轄官に「薩寶」という名号が採用された大きな要因であったと見られる。

なお六世紀はじめ、トゥルファンに建国した麴氏高昌国きくしこうじょうこくにおいても、「薩簿shab」という官号が置かれていたことがトゥルファン出土文書から認められ「文献⑩一六六―一七一頁」、この称号が様々なヴァリアントをもってソグド商人らを束ねるリーダー的称号として中国以外の聚落でも広く用いられていたことを示唆している。

また次に、既に編纂史料から、北斉時代には、「薩甫shafu」は、鴻臚寺こうろじ（外国使節などに対する事務管掌機関）の管掌する典客署に属す官となっており、京師に二人、また諸州にも一人ずつ置かれていたことが知られていたが「文献⑩一七二頁」、前掲の墓誌史料Ⅲ・Ⅳから、北斉に限らず、北魏代ごろより隋にかけて、京師だけでなく地方諸州にも「薩寶」が配置されていたことがうかがえる。

このことは、五、六世紀にかけて「s'rdw'w」などに率いられたソグド人が、盛んに中国領内に入植していたことを示唆している。おそらく、これは、五、六世紀以降、顕著に認められるソグド商人の東方への積極的な進出と連動するものであろう。また北朝・隋政権が、自治を許す「薩寶」の設置を認め、それを制度化していったのは、こうしたソグド商人らを積極的に招致していった、彼らの「胡商」重視政策の表れでもあった「文献⑬一九七頁」。

以上のことから明らかなように、この時代の「薩寶」は、祇教および祇教徒を管掌するための官ではなく、あくま

でも領内に居留するソグド人の聚落を統轄させるためのものであった。

そして、移住聚落民は、中国領内にありながらも、まったくの外国人として存在し、北魏以来の北朝系諸王朝と墮は、その聚落やそれを拠点に活動するソグド人らを直接的に掌握することがなかったと見てよい。そうした環境のなかで、彼らソグド人は交易活動を展開していたのである。

3 聚落の構成と規模

聚落の規模については、京師の「摩訶薩寶」が統轄するそれについてはわからないが、地方のそれについては、『隋書』卷二八、百官志に、諸州の「薩保（薩寶）のうち、統轄する胡戸が二〇〇戸を越えている場合には、視正九品としていたことが知られる。この規模は、先の四世紀の「古代書簡（書簡Ⅱ）」に、移住先での「二〇〇人のサマルカンドの自由人」に言及する箇所があることが吉田によって指摘されていることと合わせ考えるべきであろう。「文献②（二二八頁）」。さらに後の唐代のことではあるが、敦煌のソグド人聚落は、三〇〇戸足らず、一四〇〇余人の規模を有していた「文献④（五七―五九頁）」。これらの史料から、地方においては大きな聚落でも数百戸程度であったことがうかがえる。

また、こうしたソグド人聚落の構成については、詳細は明らかにし得ないが、前掲の敦煌の聚落では、聚落内に祇教神殿（祇祠）を包含する形でソグド人が聚落を形成していたことが知られる。彼らソグド人の多くが、祇教徒であったことを考えれば、この構造は、他の聚落でも基本的には同様であった可能性は高い。こうした宗教施設である祇教神殿には、「沙州伊州地志残卷」（スタイン三六七号文書）より、伊吾（ハミ）におけるそれには「祇神」を祀る「祇主」が存在していたことが知られる。前掲の「古代書簡（書簡Ⅰ）」にも、*gynpw*「祠の主」の存在が確認される。

さらにこの聚落のリーダーである「薩寶」の下には、「惠鬱造像記」に、

故、魏の七帝の旧寺なるに、後周の建徳六(五七七)年、大像を破滅し、僧尼は還俗せり。天元(皇帝、北周の宣帝)帝を承け、改めて宣政と為すに、前定州の賛治・并州総管府の戸曹参军、博陵の人、崔子石(崔子石)薩甫下の司録の商人、何永康の二人は、共に贖いて七帝の寺を得。

と見え「文献②(上)一六三頁」、この造像記の「薩甫下の司録の商人、何永康」という表現から、北周では「薩甫(薩寶)」の下に「司録」と呼ばれる役職が置かれ、それにソグド商人が任じていたことがうかがえる。北周では総管府に「司録」が置かれ、文書を管掌する書記長的な立場にあったことが知られているが、「薩甫(薩寶)」の下にもそうした「司録」が置かれていたのであろう。

そこで注目されるのは、魏氏高昌国においても、アスターナ古墓出土の王国末期(延寿一六(六三九年)のソグド文女奴隷売買契約文書に、ソグド人と高昌漢人との契約の成立を、ソグド人の「ダビールバトゥ op'yrptw(書記の長)」が認知していたことが見えていることである「文献②八・二八―二九頁」。現在、この「op'yrptw」の性格については定まった見解はないが、「op'yrptw」が高昌政府の直接の管轄下にはなかった可能性が高いことを考えれば、ソグド人が関わる売買契約を認知するこの「op'yrptw」は、トゥルファンのソグド人聚落のそれであったことが十分に考えられる「文献②二三二頁」。とすれば、これは北周の「薩甫(薩寶)」下に置かれていた「司録」と密接に関係する性格をもつものではなからうか「文献②一七〇―一七一頁」。こうした考えに大過なければ、これが中原王朝とオアシス国家という、国家機構を異にする両政権下のソグド人聚落に共通して見られることから、各国支配者側が配備した官職というよりも、自治聚落内の彼ら自らの役職的なものであったと見られる。なお先のトゥルファンの例からすれば、この官はソグド人の中にあつてリーダー的な地位を占めていたことがうかがえるが、このことはソグディアナやペルシア本土における同名の官が同様に高位の官職であったことと併せて考えるべきであらう「文献②一七六頁、文献②四七七頁、文献②二八一―二九頁」。

また、祇教をとりしきる先の *šrnpw* 「祠主」も、同様に彼ら聚落の自設の役職であったことは疑いなく、おそらくは、*šrnpw* 「薩寶」のもと、これら両者は聚落の聖俗生活をそれぞれ実質的に取り仕切る存在となっていたものであろう。

4 聚落の機能

これら聚落が、ソグド人の交易活動にとっていかなる機能を果たしていたのか、遺憾ながら、一定の精度をもって考察できる史料を見出すことは現段階では困難である。しかしながら、これらの聚落はまず何よりも、各地を移動するソグド商人と密接な関係を構築していたことは容易に想定し得る。敦煌のソグド人聚落を検討した池田温は、聚落民の果たした最大の役割を、通商交易の媒介者としてソグド人の利益を擁護した点に求めている〔文献④九〇頁〕。

確かに、各地を移動して交易するものにとっては、聚落は自らが商う交易品に関する周辺の流通情報を収集する場であろうし、また各地の市場内外での彼らの交易活動を安全ならしめるに、聚落は一定の役割を果たしていたことが考えられよう。例えば、奴隸・家畜など特定の高額商品については、基本的に契約書が作成されていたが、漢文契によれば、その末尾には唐以前では「旁人・時人・時見（証人）や「臨座」（立会人）が、また唐においては「保人」（保証人）や知見人（証人）などが添えられた〔文献②三一一六八頁〕。トゥルファンや敦煌で発見された、行商賈のソグド商人が関わる唐代の契約文書を見ると、この「保人」に聚落のソグド人が名を連ねており、彼らが取引を保証する役割を負っていたことがうかがえる〔文献④八五頁〕。唐の場合、後に述べるように、唐以前とは状況が異なるが、取引のリスクを避けるために在地の同族にバックアップを要請することは、唐以前においても認められたものと見られる。トゥルファンの麴氏高昌国のものであるが、先のソグド文女奴隸売買契において、その末尾に多数のソグド人たちが契約の証人として名を連ねるのも、そうした実例と認められよう〔文献⑥七・二六頁〕。

またソグド人の例ではないが、榎一雄が検討したアルメニア商人の場合、各地を移動するものと諸地域に定住しているものとの間に、資金の貸借や様々な形での商品の融通・運搬などを行っているが「文献④三二一—三八頁」、まさにそういう関係はソグド人の場合にも当然見られたであろう。

さらには、先の「古代書簡(書簡Ⅱ)」には、河西地域を根拠地としたソグド商人らが、近隣地域での交易活動を維持しつつ、そこから遠く中国内地へ人をつかわしたり、またソグディアナ本国と手紙で連絡を取りつつ、本国へ直接に現地で買い付けた物品を送付していたことがうかがえる「文献②二六八—二七一頁、文献③二六〇—二六三頁」。すなわち、河西地域のソグド人が、ソグディアナ本国の投資者と、共同事業らしきものを行っていたことがうかがえるのである。物品および手紙の送達については、河西より本国へ旅立つ商人その他の人の手を経ていたことは疑いなからう。既に本講座において森安孝夫は、ソグド商人を受け継いだウイグル商人(「ウイグル国の商人」の意でソグド人や漢人も含む)の北中国・河西・中央アジア・モンゴリアに跨るキャラヴァン交易について、その実態の一端を浮き彫りにしているが「文献②一〇三—一〇八頁」、それも手紙に託して物品を第三者を通じて移送するものであった。それらを参考にして考えれば、中国および周辺地域における諸聚落のソグド人の間にあっては、相互の連絡のもとに、「商品」を種々融通していた蓋然性は極めて高い。

ソグド人の東方活動において、自治を任されていた各地の独立的な聚落が、聚落民だけでなく外来のソグド商人にとっても、外国人である彼らの大きく依存するものとなっていたことは容易にうかがえ、これらを拠点に前述したような様々な関係が相互に構築されていたと見ることでできよう。

三 唐帝国の成立と聚落

はじめに述べたように、唐は東アジアだけでなく、北・中央アジアを包含する大帝國を形成するが、それは律令支配の網を胡・漢の区別なくかけることでもあった。そうした状況下に、ソグド人はいかなる存在になっていったのだろうか。

1 聚落住民の「百姓」化と「薩寶」官の変質

まず「薩寶」官について考えなければならぬ。事實は、公表されている墓誌全体を通覧すると、「薩寶」なる官を有するソグド人が唐代にあっては全く見えないことである。ただ唯一、「唐故米國大首領米公墓誌銘並序(天寶三三七四四)載正月廿六日」には、「公、諱は薩寶にして、米國の人なり。西垂に生まれ、心は□土を懷ら。」のような形で「薩寶」の文字は残されることになる〔文献⑩一七六頁〕。

すなわち、唐代において「薩寶」の名は、現在知り得る墓誌では人名にそれを留めるのみとなるのである。このことは、ソグド人で「薩寶」の官を帯びるものが、唐以降、極端に減じたことを示唆している。とすれば、この背景として、「薩寶」およびそれが統轄するソグド人聚落の性格が、唐の成立によって大きく変化したことを容易に推測することができる。

敦煌・トゥルフアン文書より具体的にうかがえるように、七世紀における唐の建国とともに、それまでのソグド人聚落は唐の州県体制に組み込まれ、聚落のソグド人も唐の州県「百姓」^{ひやくせい}、すなわち州県で作成する籍帳に良人として編戸^{へんこ}されていった。敦煌のソグド人聚落の場合、唐の支配のもとで、沙州敦煌県下に属す一三郷の一郷(從化郷)を構成している。おそらくは中国領内に置かれていたソグド人聚落も、ほぼ同様に州県下の郷里に組み込まれていったものと推定される。また郷里制の網にもれ、羈糜州府・部落として取り込まれたものがあった可能性もあるが、そこでも直轄州県「百姓」とは異なるものの、後に述べるように、唐の「百姓」として存在することになることに相違はな

い。

要するに、唐の支配下に置かれた時点で、それまでのソグド人すべてが、漢人との区別なく、一様に唐の「百姓」となったとみることができる。これは律令による支配の貫徹を目指した唐の統治理念に基づくものであった〔文献②〕一九二―一九三頁〕。

従って、ソグド人聚落の統轄官としての「薩寶」は、唐になると京師および地方の諸州からは消滅したことになろう。ただし「薩寶」という官職自体は、唐代においても置かれており、例えば、唐官品令にも、視流内官(視正五品)としてその名が見えている。また唐の「薩寶」は府を開いており(「薩寶府」)、「薩寶」以下、「祔正」・「祔祝(祓祝)」・「府(率)」・「史」が配されている。

唐祠令復元四六および『通典』卷四〇、職官二二などから明らかなように、祔正以下の薩寶府の官は、祔教神殿での祭祀を司るものであった。「薩寶」そのものの職掌については明記されていないが、先にも述べたように、京師および諸州に在ったソグド人の聚落が完全に唐の郷里制の中に取り込まれ、それまで聚落を統率する「薩寶」の存在が不要となったこと、さらには唐代の「薩寶」とそれが開く「薩寶府」のことが、祠令に規定されていたことから見れば、これらの官は、祔祠およびそこに集う祔教徒の管理が重要な職務となったと考えられる。

唐の祔祠の祭祀については、『新唐書』卷四六、百官志、祠部に、「兩京及び磧西諸州の火祔は、歳ごとに再祀するも民の祈祭を禁ず。」とあり、官員に抛らず民間が行う祭祀を禁じているが、まさに「薩寶府」が、祔祠の祭祀を統轄していたと考えられる。ちなみに、沙州では、「沙州図経」(ペリオ二〇〇五)に、地域の雑神として、お上が主体となつて祀るのであろう土地神・風伯神・雨師神と並んで、祔祠に祀られていた祔神が掲げられている。

以上の検討より、「薩寶」は、唐の建国後、それまでの自治的聚落の統治者としての立場から、「薩寶府」官を従えて祔祠およびそこに集う祔教徒の管理を管掌する官となつていったのである。

2 州県体制下の「百姓」ソグド人

唐に移行して、自治的な聚落が消滅したと言っても、聚落そのものが解体されたわけではない。先に述べたように、それらは唐の地方州県に組み込まれて郷里を構成するか、羈縻州府・部落として存続したのである。

それまでの聚落のソグド人は、こうした唐の行政組織に組み込まれた「百姓」となったわけであるが、その結果、聚落民は唐の「百姓」として漢化が進展し、他の漢人「百姓」と均質化する傾向にあった。こうした漢化の様相の一端は、敦煌のそれからうかがうことができる〔文獻②五九―七〇頁〕。つまり唐は、特例的に自治権が与えられていたそれまでのソグド人聚落を完全に支配の網にかけたと言つて良い。ただし律令支配の貫徹を目指した唐が、律令制下の官としては特殊な「薩寶」官を、祇教の統轄にその職掌を限定して残したことは、ソグド人聚落を漢人社会と同質化する一方、祇教信仰を中心とする彼らのコミュニティとしてのまとまりは維持させていたことをうかがわせる。このことは、唐のソグド人に対する姿勢を明示するとともに、ソグド人聚落が唐の州県管下にあつて、漢化が進みながらも、宗教、さらには言語・文字など、彼らの文化をなお保持するコミュニティとして存続していたことを示唆している。

ところで唐は律令支配の根幹をなす原則である本貫地主義に基づき、定期的に作成する籍帳に「百姓」を編戸した上で、極力その移動を制限する方針を保持していた。この本貫地主義は、唐前期にあつては単なる建て前ではなく、別稿で検討したように〔文獻③六一―一四頁〕、通行許可書たる「過所」^{かしの}の発給には州県での厳しい審査を要し、「百姓」のうち合法的に郷里外へ出立できるものはかなり限定される傾向にあつたと思われる。もちろん一方で「百姓」でも郷里を離れて商人として交易活動することは、「過所」が取得できれば可能であつた。例えば、八世紀にトゥルファン西州の「百姓」となつていたソグド人の石染典^{せきせんてん}は、「過所」を取得しながら、トゥルファンを中心に東は瓜州^{かじゅう}、西

はクチャ地域までを交易範囲としていたことがうかがえる。ただし、このソグド人は「百姓」ではあったが、散官（実職のない名誉官）とは言え、「遊撃將軍」(五品官)を肩書きにもつ歴とした散官でもあったのである〔文献③三〇頁〕。単なる「百姓」ではなく散官であることが、「過所」の取得を容易にさせることは言うまでもない。『新唐書』卷五〇、兵志には、八世紀前半、羈糜州「百姓」のソグド人が、「遊撃將軍」を錢物で取得していたことを記しており、当時、律令制の弛緩とともに、そうした散官を帯びることにより、「過所」を取得する「百姓」が少なくなかったことを示唆している。

商業活動に従事する人々を多く抱える従来の聚落が、唐の律令制支配当初においては、本貫州県外への自由な交易活動を制限された側面が強かったことは否めないが、やがて律令体制そのものの弛緩とともに、ソグド人聚落の「百姓」で「過所」を取得して交易活動するものが増加していったことも推測できよう。

3 唐の帝国支配と外来ソグド商人

これまで「シルクロード」上のソグド商人の交易形態として、主に遠隔交易を想定する傾向が認められるが、一方で六世紀のトゥルファン文書〔高昌内蔵奏得稱価錢帳〕〔文献③三一八—三二五頁〕に見える彼らの交易は、近距離間のそれが主体となっている〔文献③八一—八四頁〕。

ソグド人がオアシス・ルートに沿って往来するにあたっては、さまざまなオアシス諸国を通過しなければならず、そこでは自由な通行と取引が許されていたわけではない。各オアシス国では逐一、通行の許可を得なければならなかったし〔文献③六五—一二二頁〕、さらにはオアシス国家の重要な財源として、市場で行われる商業取引は基本的に税が課されていた。例えば、先の文書からは、トゥルファンの麴氏高昌国の市場においては、金・銀・香料など重さで売買される特定商品の取引に、商品の総重量にに応じて課税されていたことが知られる〔文献③八一頁、文献③一七五—一七

九頁。

同文書に見える奢侈品ともいべき商品の取引に従事する商人は、その大半がソグド商人であり、また先に指摘したように、彼らは近距離のオアシス間を往来して交易していた。このことは、ソグド商人による「シルクロード」交易品の取引が、近接したオアシスの間を往来することで成立するその積み重ねであった側面があり、ソグド商人Ⅱ遠隔商人というイメージは一面的なものであることを示している。玄奘の『大慈恩寺三藏法師伝』巻二にも、カラシヤールに向かうソグド商人らが、いち早くオアシスに到達して商売をしようと未明に出立したところ、盜賊に襲われる記事が載っているが、これも近距離間のオアシスで盛んに交易活動する彼らの姿を活写しているものであろう。

もちろん、政治情勢のほか交通・治安・税負担などの面できわめて優位な環境が整えば、ソグディアナと中国もしくはモンゴリアとを結ぶ直接的なキャラヴァン交易も行われるようになる。七世紀に唐が勃興する以前においては、モンゴリアとソグディアナ本国との間では、東西突厥支配下のステップルートを通じ、両地を直接結んで活動する遠隔ソグド商人が活躍していた可能性は高い。これに対しソグディアナより中国内地に直接おもむくキャラヴァン交易は、北朝・隋朝期にあっては河西地域がソグド商人の溜まり場となる傾向にあり、朝貢使(客使)として受け入れられるのでなければ、ソグディアナと中国内地との直接的な交易はほとんど見られなかったのではないかと推測される。

唐帝国の成立は、ソグド人にとって、こうした中国との遠隔地交易の活動環境を大きく変化させるものであった。すなわち、唐帝国の中央アジア支配と交通システムの整備にともない、ルートの治安維持が保たれると同時に、各オアシス国家ごとの通行規制が消滅し、市場における税徴収が原則としてなくなったのである。このことは、朝貢以外でも、ソグディアナと中国とを直接に往来するような遠隔交易を可能にする環境が整ったと言えよう。

併せて、既に別稿で考察したように「文献²³⁾」、唐の基本的な外交方針として、公使以外の国境の出入は厳禁していたが、ソグド人だけは例外的な存在となっていた。安西・北庭等のオアシスにおいて通行許可書たる「過所」を発給

し、その入境を許可していたのである。実際、こうした環境の中で、朝貢使節として唐に入境してくるソグド人以外に、多くのソグド商人が唐領内外を往来していた。唐は、こうしたソグド商人を、州県下に付籍された聚落の「百姓」とは峻別し、寄寓州県において「興胡」として掌握した⁽³⁾。

実は、こうした「興胡」も本来は、律令支配に基づく帝国支配の論理からすれば、唐の「百姓」であったのである。すなわち、高宗^{こうそう}の時代(六四九―六八三年)に西域に支配圏が拡大すると、ソグディアナ諸国に羈縻州府が置かれていったが、この羈縻州府に属す民も、同じく唐帝国州府の「百姓」となっていたことは、羈縻州府コータンにおいて作成された、税役の減免等を指示する官文書中に、羈縻州民を「六城(州)傑謝百姓」としている例によりうかがえる。さらにトゥルファンの官文書には、羈縻州府ばかりでなく羈縻部落民をも「處蜜部落百姓」とするものもある。

こうした「百姓」は、先にも触れたように原則として移動が厳禁されていたが、実際には、唐は「百姓」でありながらも本貫を離れ、寄寓地で管理される人々を早くより認知せざるを得なかった。それは唐内地の「行客」(本貫を離れた客・客戸)ばかりでなく、外来ソグド商人である「興胡」も唐の帝國的秩序の構造からすればそうした人々であったのである。彼らは、そのために「行客」と同様に寄寓州県に税銭を納める存在になっていた。こうした体制のもとに、唐は彼らの移動を官司が発給する「過所」によって保証するとともに、その帝都にも結びつけていたのである。同時にこれは、北朝・隋朝期、河西地域がソグド商人の溜まり場となってしまう状況を解消したといってもよからう。唐帝国の中央アジア支配は、朝貢貿易ではなく私的レベルでの遠隔交易を容易にしたが、その結果、一部の「興胡」の交易活動は、唐の交通システムに依存して、中国内地と中央アジアを直接に往来するダイナミックなものになっていった。

一方の「百姓」ソグド人は、前節に見たように、ソグド人聚落が完全に律令支配の中に組み込まれた結果、聚落民は一面では唐の「百姓」として漢化が進展し、他の漢人「百姓」と均質化する傾向にあった。

つまりソグド商人は、まったくの外国人として存在する唐以前の間接的な統治対象から、帝国支配のもと、「興胡」「百姓」としてともに州県に直接的に把握されるようになり、それまで不透明であった彼らの存在と活動が表面化していったのである。

ただし、ソグド人聚落が漢化が進みながらもなお、宗教や言語・文字など彼らの文化を保持するコミュニティとして存続したことは、「興胡」のような各地を移動するソグド人に、聚落との密接な関係を維持させる要因として働いたものと思われる。トゥルファン文書からも「興胡」が奴隸・馬畜などの売買のほか、通行証の「過所」を取得するに当たり、ソグド人「百姓」に「保人」(保証人)となってもらうことが確認され、聚落のソグド人となお連携を保っていたことが知られる〔文献⑳「七五—一八四頁」〕。

また「百姓」となった聚落のソグド人らも、各地を往来する「興胡」らとの提携によって商品を調達したり、先の石染典のように自ら「過所」を取得し、さらには様々な公用交通・輸送に関わることによって、オアシス間を往来する機会を持ち得たと推測される。もちろん唐内地の「百姓」の場合、本貫地を離れるのに一定の時空の制限が生じようが、本貫を完全に離れて活動することを許された「行客」の中にはソグド人の存在も認められるので〔文献㉑三二五頁〕、聚落民の「百姓」には「行客」となって交易活動するものも存在していたと見られる。

なおこうした行商活動に対して、彼らは坐賈(常設の店舗であきなう商人)としても多彩な商業活動を行っていたが、京師を中心とするその具体的な側面については向達・謝海平・妹尾達彦らがその一端を明らかにしている〔文献㉒⑳〕。

唐帝国は、ソグド人聚落の自治を奪い、外来のソグド人を含めてその支配の網にかけ、彼らの存在と活動を管理していったが、そうした状況のなかでも彼らの聚落は、ソグド人の交易ネットワークの拠り所としてなお命脈を保っていたと言えよう。

おわりに

以上、種々検討してきたように、ソグド人の東方交易活動を支えた彼らの移住聚落・居留区は、当初は「薩寶」に率いられたソグド商人らの自治的なそれとして出発し、そこを拠点にして人・もの・情報の交流ネットワークを広げていた。ところが唐の建国後は、それまでのソグド人聚落は完全に律令支配の中に組み込まれ、聚落民は唐の州県「百姓」となっていた。その一方で、唐帝国による中央アジア支配は、ソグド本国の商人にとって見れば、オアシスルートの政治的・経済的な通行障碍要因の消滅、さらには治安の維持および交通システムの整備などをもたらすものであった。これは、ソグド本国のソグド商人に朝貢貿易ではなく私的レベルでの遠隔交易を可能とし、そのため彼らの交易活動の一部は、唐の交通システムに依存して、中国内地と中央アジアを直接に往来するダイナミックなものになっていった。唐はこうした外来のソグド商人を、彼らが寄寓する州県に「興胡」として掌握させたのである。つまり、ソグド商人は、まったくの外国人として存在する唐以前の間接的な統治対象から、唐帝国の支配のもと、建て前として移動を禁止された「百姓」と、行商賈を主体とする「興胡」とに分かれ、州県によって漢人同様に直接的に掌握される存在となった。

このように唐帝国の成立は、まったくの外国人として扱われたソグド人の聚落より完全に自治権を奪い取っていったが、一方で聚落自体は、漢化が進みながらも、宗教や言語・文字など、彼らの文化を保持するコミュニティとして存続し、ソグド人の商業ネットワークの拠点としてなお一定の役割を果たしていたと考えられる。

ところで、本稿で扱った時期以降、すなわち八世紀中葉を過ぎると、敦煌のソグド人聚落は、同世紀末の吐蕃(トバ)チベット)支配を迎える前に急速に衰退していったことが、池田温によって指摘されている「文献②④八七―九〇頁」。その

背景として、ソグディアナの政情不安、タラスの戦いに見られるソグディアナ諸国と唐との対立、唐の内乱、吐蕃の河西占領等々が掲げられているが、一方で、唐内地ではウイグル国家の庇護のもとに、なおソグド商人が活躍することは森安孝夫の指摘するとおりである〔文献⑩一一一一一二頁〕。この時期には、イスラーム帝国はソグディアナを完全に征服してその領域としており、イスラームの経済ネットワークと、モンゴリアを東端とするステップ經由の商業ルートとの連結が始まっていた。別稿で指摘したように〔文献⑨五四―五六頁〕、唐帝国の成立は莫大な絹布を西方へ流出させることになったが、今度はそれがモンゴリア經由で継続することになったのである。

こうした状況のなか、彼らソグド商人がこの時期、いかなるかたちで交易活動を進め、それまでの聚落がどのような命運を迎ったのかは、森安が明らかにした彼らの後継者となるウイグル商人のそれを睨みながら、今後、検討しなくては必要があろう。

(1) 吉田は同時に、「薩寶」と混同して扱われてきた「薩薄」の語源を追究し、これが仏典にのみ現れる語で、梵語 *sarthavaha* の漢字音写であることを確定した〔文献⑨一七〇―一七一頁〕。

(2) ただし(b)の点については、A・フォルテより異論が提出されている〔文献⑩二六―二七頁〕。また同氏は、「薩寶」を梵語の漢字音写とする。

(3) なお天宝年間以降、朝貢使節とともに入京してくるソグド人に、その帰路が遮断されて、そのまま「客使」としての待遇をうけて在留し続けるものが存在しており、しかもその数が少なくなかったことが知られている。これらは質業など商業活動もおこなっていたが、もちろん「興胡」とは異なる特別な存在であった。

参考・参照文献

- ① 羽田明「ソグド人の東方活動」『岩波講座 世界歴史 6 古代 6』岩波書店、一九七一年。のち『中央アジア史研究』臨川書店一九八二年に所収。② 吉田豊「ソグド語資料よりみたソグド人の活動」本講座第一一巻、一九九七年。③ 家島彦一『イスラーム世界の成立と国際商業』岩波書店、一九九一年。④ 榎一雄『シルクロードの歴史から』研文出版、一九七九年。⑤ 田村愛理

- 『世界史のなかのマイノリティ』山川出版社、一九九七年。⑥ 護雅夫『古代トルコ民族史研究』Ⅲ、山川出版社、一九九七年。
- ⑦ 護雅夫『古代トルコ民族史研究』Ⅰ、山川出版社、一九六七年。⑧ 藤田豊八『東西交渉史の研究 西域篇及附篇』岡書院、一九三三年。⑨ 吉田豊『ソグド語雜録(Ⅱ)』『オリエンツ』31.2、一九八八年。⑩ 荒川正晴「北朝隋・唐代における「薩寶」の性格をめぐって」『東洋史苑』50・51、一九九八年。⑪ Forte, A., "The Sabao Question", *The Silk Roads: Nara International Symposium 97, Nara, 1997*. ⑫ 賀梓城「唐王朝と辺境民族和隣国的友好關係——唐墓志銘節記之一」『文博』創刊号、一九八四年。⑬ 向達『唐代長安與西域文明』生活・讀書・新知三聯書店、一九五七年。⑭ 周紹良主編『唐代墓志彙編』上・下、上海古籍出版社、一九九二年。⑮ 趙萬里『漢魏南北朝墓誌集釈』文物出版社、一九五六年。⑯ 羅豐『固原南郊隋唐墓地』文物出版社、一九九六年。⑰ 氣賀澤保規『唐代墓誌所在綜合目錄』汲古書院、一九九七年。⑱ 『隋唐五代墓誌彙編』洛陽卷第一冊、天津古籍出版社、一九九一年。⑲ Forte, A., *The Hostage An Shigao and his Offspring*, Italian School of East Asian Studies, Kyoto, 1995. ⑳ Livšic, V. A., *Sogdskie dokumenty s gory Mug, Vypusk II, Yuricheskie dokumenty i pisma*, Izdatelstvo Vostochnoj Literatury, Moskva, 1962. ㉑ Smirnova, O. I., *Ocherki iz istorii Sogda*, Izdatelstvo Vostochnoj Literatury, Moskva, 1970. ㉒ Litvinsky, B. A./Zhang Guang-da, *Central Asia, The Crossroads of Civilizations*, UNESCO, Paris, 1996. ㉓ 荒川正晴「唐帝国とソグド人の交易活動」『東洋史研究』56・3、一九九七年。㉔ 池田温「八世紀中葉における敦煌のソグド人聚落」『ユーラシア文化研究』1、一九六五年。㉕ 王仲荦『北周六典』上・下、中華書局、一九七九年。㉖ 吉田豊・森安孝夫・新疆維吾爾自治區博物館「麴氏高昌國時代ソグド文女奴隷売買文書」『内陸アジア言語の研究』Ⅳ、一九八八年。㉗ Yamamoto, T./O. Ikeda, *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History*, III, The Toyo Bunko, Tokyo, 1987. ㉘ 榎一雄「外国人の記録に見える敦煌」『講座敦煌1 敦煌の自然と現状』大東出版社、一九八〇年。㉙ Harmatta, J., "Sogdian Sources for the History of Pre-Islamic Central Asia", *Prolegomena to the Sources on the History of Pre-Islamic Central Asia*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1979. ㉚ 森安孝夫《シルクロード》のウイグル商人——ソグド商人とオルトク商人のあいだ「本講座第一」巻、一九九七年。㉛ 荒川正晴「唐の州県百姓と過所の発給」『史観』137、一九九七年。㉜ 池田温「敦煌の流通経済」『講座敦煌3 敦煌の社会』大東出版社、一九八〇年。㉝ 国家文物局古文獻研究室ほか編『吐魯番出土文書』3、文物出版社、一九八一年。㉞ 關尾史郎「西域文書より見た中国史」山川出版社、一九九七年。㉟ Pinault, G., "Épigraphie Koutchéenne: I. Laissez-passer de caravanes", *Mission Paul Pelliot: Documents Conservés au Musée Guimet et à la Bibliothèque Nationale; Documents archéologiques VIII*, Collège de France, Paris, 1987. ㊱ 姜伯勤『敦煌吐魯番文書』

与絲綢之路』文物出版社、一九九四年。⑳謝海平『唐代留華外國人生活考述』台灣商務印書館、一九七八年。㉑妹尾達彦「唐
代長安の店舗立地と街西の致富譚」『東アジアの法と社会』汲古書院、一九九〇年。㉒荒川正晴「唐の対西域布帛輸送と客商の
活動」『東洋学報』73、3・4、一九九二年。